

### 主要課題3 女性に対するあらゆる暴力の根絶

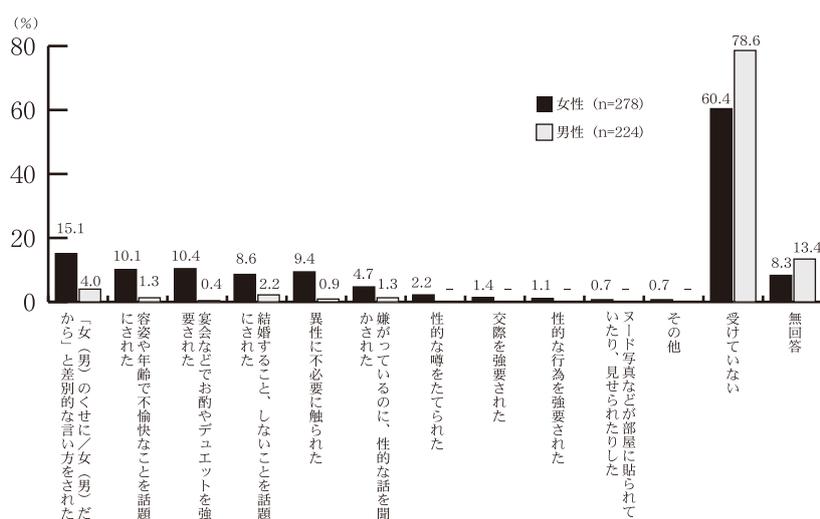
#### 【現状と課題】

ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントなどの女性への暴力は、人権を侵害し、男女共同参画の推進を阻害する重大な社会的・構造的問題であるにもかかわらず、これまで、個人的な問題や家庭内の問題として容認されてきました。女性に対する暴力は人権問題であり、性別による固定的な役割分担、経済力の格差、上下関係などの今日の社会において男女が置かれている状況に根ざした構造的問題であるとの認識を広く浸透させ、女性に対する暴力を許さない社会意識を醸成する必要があります。

また、女性に対する暴力の潜在化を防止し、安心して被害を訴えることができる環境づくりをはじめ、関係機関と連携しながら、緊急時における迅速な対応を図り、女性の人権の尊重の視点に立って、幅広い取り組みを進める必要があります。

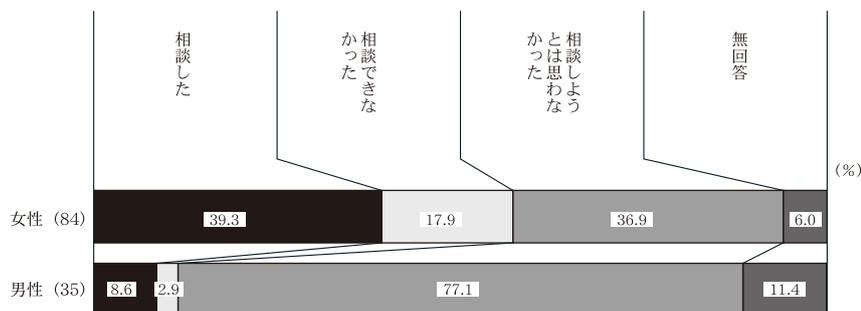
併せて、子どもに対する性犯罪や人権侵害が多発する状況から、子どもの権利への配慮も必要です。とりわけ女兒は性的虐待を受けやすいことから適切な対応が必要です。

#### ◆セクシュアル・ハラスメント被害経験◆

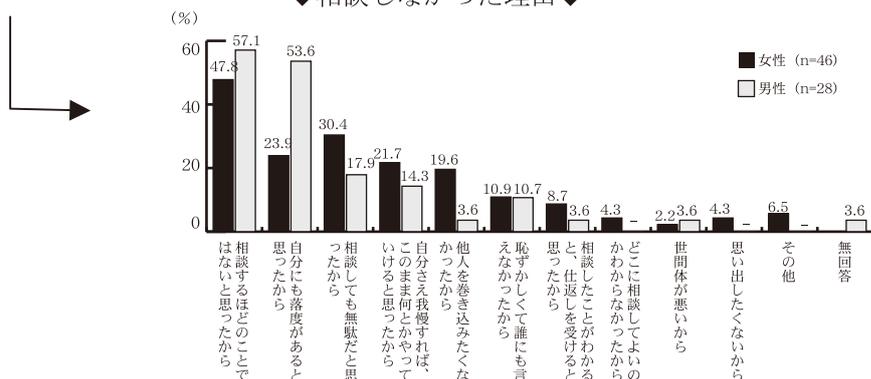


三芳町「男女平等に関する住民意識調査」(平成18年)

◆DV被害経験者の相談の有無◆



◆相談しなかった理由◆



三芳町「男女平等に関する住民意識調査」(平成18年)

【施策の方向】

(1) 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり

女性に対するあらゆる暴力は、個人的な問題ではなく犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、決して許されないものであるとの認識を地域全体に浸透させていきます。

男女は平等であり、それぞれの尊厳を重んじ対等な関係づくりを進めることを通じ、暴力を予防し、暴力を容認しない社会の実現をめざし、広報啓発活動を推進します。

併せて、子どもに対する性犯罪や人権侵害が多発する状況から、子どもの権利への配慮も必要です。

施策・事業	内 容	所管課
講座・講演会により意識啓発	女性に対するあらゆる暴力は、個人的な問題ではなく犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であることを講演会等の開催を通じて周知し、意識啓発に努めます。 また、子どもに対する暴力は、特に関連が深いことから併せて意識啓発をしていく必要があります。	企画財政課 生涯学習課 こども家庭課
広報紙等による意識啓発	女性に対する暴力予防と根絶のために「広報みよし」やホームページ等の広報媒体を通じて、DV防止、児童虐待防止等に関するさまざまな情報を積極的に提供します。	企画財政課 生涯学習課 こども家庭課
人権尊重と暴力の防止に向けた学校教育の推進	児童生徒一人ひとりの人権意識の高揚を図り、他人の痛みを共有できる共生の心を醸成し、いじめ、暴力、差別を容認しない人権教育を推進します。	企画財政課 学校教育課
子どもの権利に関する啓発	子どもの権利を尊重するという考え方を社会に普及、定着させるため「子どもの権利条約」の啓発、普及に努めます。	こども家庭課

## (2) 配偶者等からの暴力防止及び被害者の保護・支援の推進

被害者の心身の回復に配慮するとともに、相談しやすい環境を整備し、緊急時の対応や、被害者の擁護と自立に向けて支援を行います。

なお、家庭内で暴力がふるわれている場合は、子どもに対して大きな影響があるため、関係機関との連携により適切な対応を図ります。

施策・事業	内 容	所管課
DV被害者の緊急一時保護	配偶者等からの暴力を受け、保護の申し出がある場合、県や警察など関係機関と連携を図り、必要に応じて緊急一時保護を行います。	こども家庭課
DV防止に関する広報・意識啓発	配偶者等からの暴力防止と根絶のために、「広報みよし」や「ホームページ」等の広報媒体を活用したDV防止、児童虐待防止等に関するさまざまな情報を積極的に提供していきます。	企画財政課 こども家庭課
被害者と子どもの自立支援	DV防止法において保護命令の決定を受けた被害者から申し出がある場合、県及び関係機関と連携を図りながら自立支援を行います。 また、各種制度の斡旋、情報の提供、その他必要な援助を行います。	こども家庭課
三芳町要保護児童対策地域協議会による支援	虐待などを受けている児童など要保護児童等を早期に発見し、適切な支援を行うために、関係機関が情報を共有し、役割分担を行い、当該家庭を支援していきます。併せて、子どもの安全確保、心のケア、就学の支援を行います。	こども家庭課 学校教育課 健康福祉課 (保健センター) 企画財政課

## (3) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

セクシュアル・ハラスメントは、個人としての尊厳を不当に傷つけ、能力発揮を妨げるものであり、社会的に許されない行為であるとの認識を浸透させるため、意識改革を進めます。

また、雇用の場をはじめ、あらゆる場におけるセクシュアル・ハラスメント防止に向けた取り組みを進めます。

施策・事業	内 容	所管課
男女雇用機会均等法の普及	法定労働条件の周知徹底を図るため、雇用者・労働者に対する啓発活動を積極的に推進します。	産業振興課
企業等のセクシュアル・ハラスメント防止対策の推進	セクシュアル・ハラスメントは、個人としての尊厳を不当に傷つけ、能力発揮を妨げるものであり、社会的に許されない行為であるとの認識を浸透させるための意識改革を進めるとともに、雇用の場をはじめ、あらゆる場におけるセクシュアル・ハラスメント防止に向けた取り組みを進めます。	産業振興課

#### (4) 相談体制の充実と関係機関との連携

被害者が安心して被害を訴えることができる環境や専門的な相談体制を整備するとともに、関係機関との連携や支援に向けたネットワークづくりを進めます。

施策・事業	内 容	所管課
女性相談の充実	女性相談を開設し、専門のカウンセラーによる相談体制の整備・充実を図ります。また、担当職員は、県の相談担当者研修等に参加して職務の向上に努めます。	企画財政課
女性相談カウンセラー連携会議を活用した情報の共有化	女性相談業務の遂行について、カウンセラーと関係職員は相談が有効に機能し、活用されるために情報交換会議を開催します。	企画財政課 こども家庭課
関係機関とのネットワークの整備	女性に対する暴力の問題に取り組んでいる団体や関係機関とのネットワークづくりを推進し連携を強化します。	企画財政課

